		を控除した
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受額	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した
第二十一条の七第四号ニ	履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受額
			［項を加える。］
第二十一条の七第四号ホ	履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受額
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した
			［項を加える。］
第二十一条の九	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受額
第四十五条の四第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項		［項を加える。］